

船橋市下水道事業損失補償要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市下水道事業施行に伴って、第三者に及ぼした損害（請負者のみの責めにより生じたものは除く。）に係る補償事務の公正かつ適正な処理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（補償事務）

第2条 補償事務は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について」（昭和61年4月25日 中央用地対策連絡協議会理事会決定 以下「事務処理要領」という。）に基づいて行う。

（補償の種類）

第3条 補償の種類は、次の各号による。

- （1）建物及びその他工作物（以下「建物等」という。）の補償
- （2）水枯渴の補償
- （3）その他特別な補償

（建物等の調査）

第4条 建物等の調査は、「工損調査等標準仕様書」に基づき行うものとする。

（補償額の積算）

第5条 補償額とは、事務処理要領第6条の規定にある費用とする。補償額の積算は「損失補償積算基準」によって行う。

（補償審査委員会）

第6条 補償事務の適正な処理を図るため下水道部に船橋市下水道事業損失補償審査委員会（以下「補償審査委員会」という。）を設置する。

2 補償審査委員会は次に掲げる事項を審議する。

- （1）補償の認定に関する事。
- （2）補償額の決定に関する事。
- （3）補償責任区分及び負担割合に関する事。
- （4）その他補償審査委員会の運営に関し必要な事項に関する事。

3 補償審査委員会に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補償額が1件500万円を超える補償。
- （2）第3条第3号に掲げる補償

(施行に必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成5年2月1日から施行する。

この要綱は平成27年7月23日から施行する。